

令和9年度研究事業実施方針

消費者庁
令和8年6月

研究事業名	食品安全科学研究事業
関係課名	食品衛生基準審査課及び食品表示課

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

(1) 研究事業の目的・目標

【背景】

食品の安全性確保については、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの国民が高い関心をもっている。このうち、残留農薬や残留動物用医薬品に関する基準値の設定、食品添加物の使用基準の設定、食品中の汚染物質に関する基準値の設定等については国民の関心が高く、これらの基準値については、科学的根拠に基づき適切に設定する必要がある。

消費者庁は、食品のリスク分析（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の考え方にに基づき食品のリスク管理機関として位置づけられており、同庁の行政課題としては、次に掲げるものが挙げられる。

- ・食品等（畜水産食品、食品添加物、残留農薬、食品汚染物質、器具・容器包装、新開発食品等）の規格基準・表示基準の策定
- ・食品安全施策に係る効果的なリスクコミュニケーションの実施

本事業は、同庁が食品衛生基準行政を中心とした食品行政を実施するに当たり、食品の安全性確保に資する必要な施策を科学的根拠に基づき推進するため、必要な研究を実施するものである。

【事業目標】

食品安全に関し、科学研究の振興を促すとともに行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを本事業の目的とする。具体的には、次に掲げる事項を本事業の目標とする。また、できるだけ効率的に研究事業が実施できるよう、必要な取組を行うものとする。

- ① 食品の安全性確保に資する必要な施策を科学的根拠に基づき適時適切に推進するために必要となる、食品衛生基準の企画・立案及び評価に資すること。
- ② 国際機関への情報提供等を含めた国際貢献や、外交交渉への活用を資すること。
- ③ 食品安全や食品衛生基準に関する国民の関心事項について、正確な科学的知見に基づくリスクコミュニケーションに資すること。
- ④ 食品衛生基準科学研究の分野において、より一層の競争的な研究環境の確保及びそれによる研究の質の向上を図り、関連する研究者の人材育成を含め、同分野における研究の振興に資すること（若手研究者の育成については、厚生労働省と連携し、別途実施）。
- ⑤ 時代に即した食品表示への対応に資すること。
- ⑥ その他、食品の安全性確保に資すること。

【研究の範囲】

次に掲げる観点に基づき、必要な研究を推進していく。

※複数の観点を有する研究もあり得る。

① 新たな食品衛生基準の企画・立案及びその評価分析手法等の確立

(例)

- ・食品の適正なリスク管理に必要な、食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を確立する研究

② 多様化・高度化する食品技術への対応

(例)

- ・フードテックを応用して得られた新開発食品に対する安全性確保のための、先駆的な調査研究
- ・最新の科学的知見に基づいた各種試験方法の改良・開発に資する研究

③ 国際化対応

(例)

- ・最新の国際的動向を踏まえた、食品衛生基準の国際調和に資する研究

④ 時代に即したリスクコミュニケーション手法の確立

(例)

- ・国民や事業者等に対して、効果的にリスクコミュニケーションを行うための手法等の開発に関する研究

⑤ 時代に即した食品表示への対応

(例)

- ・最新の食品安全及び健康・栄養政策等をめぐる動向や科学的知見を踏まえた、時代に即した食品表示基準の策定に資する研究

⑥ 食品安全に関する研究の振興

(例)

- ・既存の分野にとらわれない分野横断的な研究
- ・多数の大学・機関等が参画する、多角的な視点を有する研究

【期待されるアウトプット】

- ・新開発食品の開発状況や国際的動向も含め、最新の知見に基づき、国内に流通する食品等に係る食品衛生基準及び食品表示基準の在り方等について整理を行う。
- ・食品衛生又は食品表示に関する法令改正の検討や通知等の発出に資するよう、食品衛生基準や安全性に関する審議会等の資料の根拠となり得る情報等を提供する。
- ・食品安全に関連する科学的知見や考察をとりまとめ、国際機関（コーデックス等）の外交交渉の場において活用可能な資料を作成する。
- ・国際食品規格の策定に関し、日本政府の対応に貢献し得る専門的助言を行う。
- ・国民とのより良いリスクコミュニケーションに資する新たな方法に係る助言や、必要な資料について提供する。
- ・食品安全に関する研究として、これまでにない斬新な視点に基づく新たな研究テーマや研究分野を提案し、当該テーマ又は分野に沿った次の研究課題を提示する。

【期待されるアウトカム】

- ・最新の知見に基づき得られた研究成果が食品衛生法に基づく規制等に適切に反映され、既存制度の改善や、多様化・高度化する食品技術への対応等が図られることにより、国内に流通する食品等における食品衛生上の問題発生を未然に防止し、食品の安全対策がより一層強化される。

- ・ 国際機関への情報提供等を通じて、食品安全の向上に関する我が国の国際的な貢献が高い評価を得ることにより、我が国の国際的信頼性の向上に資する。
- ・ 効果的なリスクコミュニケーションや消費者への情報提供の手法の開発等を通じて、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる環境が整備され、信頼のある食品安全行政が実現される。
- ・ 食品を消費者が安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために必要な表示事項を見直しすることにより、一般消費者の利益の増進や、国民の健康の保護及び増進等が進展する。
- ・ 食品安全に関する研究の基盤が強化され、更なる食品の安全性確保に資する環境が整備される。

(2) これまでの研究成果を政策等に活用又は実用化に向けた取組を行った事例

【課題名】 食品添加物の試験法の検討及び摂取量に基づく安全性確保に向けた研究
(令和4～6年度)

【概要及び成果】

- 食品流通のグローバル化が進む中で食品添加物の安全性を評価するため、国内外の革新的な技術を活用し、新たな試験法の開発や既存の試験法の改良、食品添加物摂取量の推定に関する研究、香料の使用量に関する研究、香料化合物の摂取量推定に関する研究等が求められている。
- 本研究においては、食品添加物の摂取量と一日許容摂取量（ADI）との関係についての科学的根拠を集積し、食品添加物の安全性の確保に係る高精度な試験法を開発した。

【課題名】 食品用器具・容器包装等の衛生的な製造管理等の推進に資する研究（令和4～6年度）

【概要及び成果】

- 平成30年の食品衛生法改正により、安全性を評価した物質のみを使用可能とする食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度が導入され、令和7年6月に施行された。また、近年、新規材質の開発、再生材料の利用など、多様な製品が製造されつつある。
- 本研究においては、器具・容器包装の製造管理に関する研究、器具・容器包装の原材料の安全性に関する研究、市販製品に残存する化学物質に関する研究により、器具・容器包装等に使用される化学物質の安全性確保等に関する知見が得られた。

【課題名】 食品中残留農薬等の試験法開発における課題の解決に向けた研究（令和4～6年度）

【概要及び成果】

- 残留農薬等の検査において、我が国の公示試験法は精製度が高く測定装置への負担が少ないが、操作時間が長い、溶媒等の使用量が多い等の課題がある。また、分析結果の信頼性の向上が求められる一方、効率化、迅速化、コスト削減も望まれている。
- 本研究においては、農薬等の検出を困難にする夾雑物を含む食品や、特定の食品に含まれると検出困難である農薬等について、高感度かつ高精度な測定法等の

技術的検討を行い、より均質な試料調製法及び簡便かつ迅速な分析法を確立でき、求められる分析法の開発につながった。

【課題名】 既存添加物の品質確保に資する分析法開発のための研究（令和5～7年度）

【概要及び成果】

- 平成7年の食品衛生法改正において例外的に使用が認められた既存添加物については、法案審議の際、速やかに安全性の見直しを行うこと等について附帯決議がなされたところである。既存添加物の中には、成分規格が策定されていない品目も多くあることから、成分規格の策定・分析法の速やかな開発が求められているが、現在においても、その全ての整備には至っていない。
- 本研究においては、各品目の基原や有効成分、分析手法に関する情報を元に既存添加物の成分規格案の素案を作成しており、既存添加物の成分規格策定のための重要な基礎資料が得られた。

2 令和9年度に推進する研究課題

概ね以下の内容の研究課題を推進することとする。

- 新たな食品衛生基準の企画・立案及びその評価分析手法等の確立に資する研究
- 多様化・高度化する食品技術への対応に資する研究
- 国際化対応に資する研究
- 時代に即したリスクコミュニケーション手法の確立に資する研究
- 時代に即した食品表示への対応に資する研究
- 上記視点を複数兼ね備えた研究
- その他、食品衛生基準行政に資する研究

II 参考

- 1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

【消費者基本計画】（令和7年3月閣議決定）（抜粋）

第4章 消費者政策における基本的な施策

2. 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保

(1) 消費者の安全の確保

③ 食品の安全性の確保

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品安全基本法（平成15年法律第48号）等に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する。2024年度から、食品安全に関するリスク管理部門の一部を消費者庁が担うこととなったが、引き続き、食品安全行政に関する関係府省連絡会議の開催や食品安全に関するリスクコミュニケーションの取組の推進など関係府省庁間における連携の強化を図るとともに、緊急時には政府一丸となった対応により、被害の予防及び拡大防止に努めていく。

【「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針】（令和7年6月閣議決定）（抜粋）

（1）原子力災害被災地域

⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 発災から14年が経ち、これまでに蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みを含む食品等に関する規制等について、科学的・合理的な見地から検証するとともに、流通前の野生のきのこ、山菜、ジビエ等の食品も含めた放射性物質の摂取量推定等を行う。その上で、その検証結果等を踏まえて、山の恵みを取り戻したいという地域の声に寄り添い、かつ、国内外の情勢も踏まえ、これらの野生のきのこ、山菜、ジビエ等の食品について特別の区分の基準を設けて対応することを検討する。また、科学的な根拠に基づき、検査をして安全性を担保された自家消費食品の摂取制限を見直す。あわせて、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進める。

（中略）

- ・ 諸外国・地域における輸入規制については、令和2年6月の福島復興再生特別措置法の改正により、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のために必要な措置を講ずることとされたところであり、これも踏まえ、引き続きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大はもとより、規制を撤廃した地域における正しい知識の普及等に向けた様々な取組を支援する。

【バイオエコノミー戦略】（令和6年6月統合イノベーション戦略推進会議決定）（抜粋）

4. バイオエコノミー市場拡大に向けた施策

（1）バイオものづくり・バイオ由来製品

1) 市場領域全体の動向

近年になって、遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞等によって目的物質を生産する「バイオものづくり」は世界中で注目され、社会実装に向けた技術開発が急速に進んでいる。

2) 個別の産業領域について

世界的な人口増加に対応した食料供給や環境保護等の社会課題に対し、プラントベースフード、昆虫を活用した食品、ゲノム編集技術により得られた農林水産物、細胞性食品、微生物を活用した食品、精密発酵技術の活用や藻類の資源化等、様々なタンパク質資源の活用技術や生産性の高い品種の開発等が進められている。

5. 基盤的な施策

（4）経済安全保障の観点からの取組の推進

バイオ関連産業はすそ野が広く、多岐にわたる規制枠組みが存在し、それぞれの枠組みの中でバイオセキュリティの適切な確保に取り組まれている。しかし、バイオテクノロジーの進展やバイオエコノミーの拡大に伴い、既存の規制枠組みでは十分に対応できない新技術や製品・サービスが登場³⁵する可能性があり、技術等の進展を踏まえつつ、官民で必要な取組を進める。

³⁵ 例えば、細胞性食品については、既存の食品規制の枠組みになかった新しい食品であり、その

規制等の在り方について議論が進められている。

【食料・農業・農村基本計画】（令和7年4月閣議決定）（抜粋）

4 食品安全・消費者の信頼確保

（1）食品安全に関するリスク管理

食料の安定供給に際し、その安全性を確保することは、国の重要な責務の一つである。このため、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、農林水産省をはじめ関係府省庁が一体となって食品の安全性の維持・向上に取り組み、科学的知見によるリスク評価に基づくリスク管理により健康被害の未然防止を図ることが重要である。

① 農畜水産物・食品に係る新興の危害要因への対応

国産の農畜水産物・食品を汚染するおそれのある、有害化学物質や有害微生物といった危害要因については、汚染を防止・低減するために必要な対策等を示した指針等を策定し、生産者や食品事業者等における安全性向上のための取組の展開を図っており、必要に応じて食品の規格基準の設定などの措置を講じている。こうした生産から消費までのリスク管理を適切に実施し、食品の安全性をより向上させることで、消費者の健康被害を未然に防いでいる。

今後、気候変動による危害要因の濃度分布や発生実態の変動、科学的知見の蓄積、国際的な動向等により、顕在化する可能性のある新興の危害要因への対応が必要である。このような新しい課題にも、科学的知見に基づき、国際的に合意されたリスクアナリシスの枠組みに沿ったリスク管理を着実に実施することにより、国民の危害要因へのばく露を一定以下に抑え、健康リスクを低く維持することが必要である。

このため、新興の危害要因に関して、実態調査を進めるとともに、必要に応じて生産者や食品事業者向けの指針等を策定及び普及し、消費者の健康リスクを低減する取組を実施する。また、将来の予測も含めて適切なリスク管理のための技術開発を推進する。

2 他の研究事業（他省庁研究事業）との関係

次の（1）から（3）に掲げる事業において実施される各研究については、その内容に応じ、本事業において実施する各研究との必要な連携を行い、効果的かつ効率的に研究を進めるものとする。

（1）厚生労働省が実施する「食品の安全確保推進研究事業」

（2）農林水産省が実施する「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリサイエンス研究推進委託事業」

（3）内閣府食品安全委員会が実施する「食品健康影響評価技術研究」

Ⅲ 研究事業の評価

<p>(1) 必要性の観点から</p>	<p>食品は、全ての人が健康的な生活を送るための基本であるため、その規制を行う食品衛生基準に対しては、国民が常に高い関心を払っている。さらに、細胞培養食品等新たな食品技術の急速な進展があり、安全性の観点から、その技術の検証に資する科学的なデータを収集し、分析していく必要性が高い状況にある。</p> <p>消費者庁は、食品安全行政の「リスク管理機関」と位置づけられている。本研究事業の実施により、研究分野自体の裾野を更に拡大しつつ、食品の安全性の確保を目的として、新たな食品技術を含めた新たなハザードに対するリスクの把握や、新たな検査法に対する有効性の検証等を促進して科学的な知見等を集積することが期待される。また、本研究事業の実施により、具体的な規格基準の設定のみならず、国際協調や国際貢献、消費者への情報提供を含めたリスクコミュニケーションに資する研究を引き続き実施することが、消費者庁における食品の安全確保に資する政策の推進には必要不可欠である。</p>
<p>(2) 効率性の観点から</p>	<p>本研究事業においては、外部有識者による評価に基づき適切な課題を設定して公募を行うこととしており、研究の成果が行政施策に効率的に反映されるよう考慮されている。</p> <p>また、研究班会議に行政担当者が出席して意見交換を行うこと等により、個別の研究班における成果の質の向上を図るとともに、行政施策への効率的な反映を図ることにより、事業全体の総合的な成果の向上を目指している。</p> <p>さらに、申請手続や評価会議におけるヒアリングのオンライン化を実施することにより、研究者等の事務負担の軽減を目指している。</p>
<p>(3) 有効性の観点から</p>	<p>本研究事業の知見は、食品の衛生基準に関する審議会や、コーデックス等の国際会議で議論する際のデータとして活用される。</p> <p>また、研究の成果は、その利用が行政機関に限定されることなく広く一般に公表され、国民が有効に利用できる形態で社会に還元される。こうした科学的知見等は、消費者とのリスクコミュニケーションを適切に行っていく観点からも有効である。</p> <p>さらに、自由課題枠については、複数の研究機関が連携した課題や分野横断的な課題を採択することにより、食品衛生基準に関する研究分野に従事する人材の育成や拡充が期待される。</p>
<p>(4) 総合評価</p>	<p>食品分野のレギュラトリーサイエンス研究をより一層推進し、本事業を通じて得られた研究成果を食品衛生法、食品表示法等の食品衛生規制に適切に反映することにより、国民に対して、より安全が確保された食品等の提供を行うことが期待される。</p> <p>また、国際機関に対し、本事業を通じて得られた食品安全に関する科学的根拠を提供等することは、我が国の国際貢献に寄与するとともに、国内規制と国際基準との整合を図って障壁を取り除</p>

くことにより我が国における食品の輸出入を円滑化し、ひいては、我が国の経済発展にもつながり得る。

さらに、本事業を通じて得られた科学的根拠に基づくリスクコミュニケーション手法の開発や、その実施等は、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策の基盤となることが期待される。

加えて、自由課題枠を設け、複数の研究機関が連携した課題や分野横断的な課題を採択することにより、食品衛生基準に関する研究分野に従事する人材の育成や拡充が期待され、結果として、更なる食品安全の実現に寄与することが期待される。

以上のように、研究内容と行政での活用が直結し、波及的な効果も期待されることから、本研究事業は、必要性とともに有効性も高い研究事業である。

(参考) 消費者庁及び厚生労働省における「概算要求前の評価」に係る記載(基準課、監視課分と混在)

●令和8年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】(令和8年度研究実施方針のp7～)

https://www.caa.go.jp/policies/science/research_grant/implementation_policy/

●令和6年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】(資料2-4のp134～)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34134.html

●令和5年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】(資料2-4のp148～)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26761.html

※令和7年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】は、令和6年度に行うものであるが、食品衛生基準行政の消費者庁への移管の初年度で、各種制度の立ち上げの年度であったため特段行われなかった。なお、令和7年度の実施方針については食品衛生基準研究企画検討会において検討し、以下のとおり掲載している。

https://www.caa.go.jp/policies/science/meeting_materials/review_meeting_001/01/assets/consumer_safety_cms103_250313_08.pdf

(1) 必要性の観点から

R 8 年度 要求	<p>食品は、全ての人々が健康的な生活を送るための基本であるため、その規制を行う食品衛生基準は、常に国民が高い関心をもっている。さらに、細胞培養食品等新たな食品技術の急速な進展があり、安全性の観点からその技術の検証に資する科学データを収集・分析していく必要性が高い。</p> <p>消費者庁は食品安全行政の「リスク管理機関」と位置づけられており、本研究事業において食品の安全性の確保を目的として、大学等の研究機関における研究を更に促進し、リスクの把握と食品基準の遵守や検査法の有効性の検証、国際協調・貢献、リスクコミュニケーションや消費者への情報提供の推進の根拠となる科学的知見の集積に資する研究を引き続き実施することが、食品の安全確保に資する政策の推進に必要不可欠である。</p>
R 6 年度 要求	<p>食品の安全は、食中毒、食品中の残留化学物質や放射性物質、新たな食品技術等の急速な進展、輸入食品の安全性問題のように、国民の健康や生活に与える影響が大きく、国民の関心が極めて高い問題である。</p> <p>厚生労働省は食品安全行政の「リスク管理機関」と位置づけられているため、食品の安全性の確保を目的として、リスクの把握と食品基準の遵守や検査法の有効性の検証、国際協調・貢献やリスクコミュニケーションの推進の根拠となる科学的知見の集積に資する研究を引き続き実施し、リスク管理体制を高度化することが必要不可欠である。</p> <p>また、改正食品衛生法(平成30年改正)に基づき、HACCPの制度化や、器具・容器包装のポジティブリスト化等を具体的な施策として着実に進めるとともに、附帯決議となっている5年後の見直しのための制度検証に資する科学的データの収集・分析が必要である。さらに、輸出促進法に基づき、政府一体となった農林水産物・食品の輸出拡大が求められており、欧米等規制の厳しい国への輸出拡大にも対応できる衛生管理体制を確保するために必要な研究を推進することが肝要</p>

	<p>である。加えて、国際貢献の視点から、コーデックス等の国際機関に提供するデータ、及び、外交交渉等に活用できるデータの収集・分析研究の推進も必要である。</p>
R 5 年度 要求	<p>食品の安全については、食中毒、食品中の化学物質や放射性物質、新たな食品技術等の急速な進展、輸入食品の問題のように、国民の健康や生活に与える影響や国民の関心が極めて高く、農林水産物・食品の輸出促進の観点を含めた研究を進める必要がある。</p> <p>食品安全行政の中で厚生労働省は「リスク管理機関」と位置づけられており、本研究事業において食品の安全性の確保を目的としてリスク管理体制の高度化、リスクの把握と食品基準や検査法、国際協調・貢献やリスクコミュニケーションの推進の根拠となる科学的知見の集積に資する研究を引き続き実施することが食品の安全確保の推進に必要不可欠である。また、改正食品衛生法（平成 30 年改正）に基づき、HACCP の制度化や、器具・容器包装のポジティブリスト化等を具体的な施策として着実に進めるとともに、附帯決議となっている 5 年後の見直しのための制度検証に資する科学的データが必要である。さらに、輸出促進法に基づき、政府一体となった農林水産物・食品の輸出拡大が求められているところ、欧米等規制の厳しい国への輸出拡大にも対応できる衛生管理体制を確保するために必要な研究を推進する必要がある。加えて、コーデックス等の国際機関に提供するなど国際貢献に活用できるデータ、及び、外交交渉等で用いるデータの収集も必要である。</p>

(2) 効率性の観点から

R 8 年度 要求	<p>本研究事業の成果が行政施策に効率的に反映されるよう、研究者に加えて、必要に応じて施策の実装に関係する者（事業者等）が研究段階から参加することにより、科学的な知見に基づくと同時に実装における現実的な障害も考慮して研究成果をとりまとめられるような仕組みが設定されている。</p> <p>また、研究班会議に行政や評価委員が出席し意見交換を行うなど、本研究事業において、個別の研究班の成果の質の向上と効率的な研究の遂行及び事業全体の総合的な成果の向上を目指した取り組みが実施されている。</p>
R 6 年度 要求	<p>本研究事業の成果が行政施策に効率的に反映されるよう、研究者に加えて、必要に応じて施策の実装に関係する者（事業者等）が研究段階から参加することにより、科学的な知見に基づくと同時に実装における現実的な障害も考慮して研究成果をとりまとめられるような仕組みが設定されている。また、食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究（以下、「総合的推進研究」という。）において、個別の研究班の成果の質の向上と効率的な研究の遂行及び事業全体の総合的な成果の向上を目指した取り組みが実施されている。</p>
R 5 年度 要求	<p>本研究事業における研究成果が行政施策に効率的に反映されるよう、研究者に加えて、施策の実装に関係する者（事業者等）が研究段階から加わることにより、科学的な知見に基づきながら実装における現実的な障害も加味して研究成果をとりまとめられるように研究班が設定されている。</p> <p>また、食品安全に関する研究調査の横断的かつ俯瞰的な評価・戦略策定を充実するための研究（以下、「総合的推進研究」という。）において、食品の安全確保</p>

	推進研究事業の個別の研究班の成果の質の向上と効率的な研究の遂行及び事業全体の総合的な成果の向上が見込まれる。
--	--

(3) 有効性の観点から

R 8 年度 要求	本研究事業の知見は、食品の衛生基準に関する審議会やコーデックス等の国際会議で議論する際のデータとして活用される。また、研究結果については行政機関に限らず広く公表し、国民が有効に利用できる形態で社会に還元される。
R 6 年度 要求	<p>本研究事業の知見は、食品の基準や安全性に関する審議会やコーデックス等の国際会議で議論する際のデータとして活用される。また、研究結果については行政機関に限らず広く公表し、国民が有効に利用できる形態で社会に還元される。</p> <p>さらに、若手研究者枠を設置し積極的に人材育成を図ることで、将来にわたる食品衛生研究の充実への貢献及び食品安全行政の切れ目のない永続的な体制の整備が図られている。また、研究事業全体をコーディネートする総合的推進研究によって、各研究班は助言・指導等を得る機会が設定されているなど、実効性が期待できる。</p>
R 5 年度 要求	<p>本研究事業により得た知見は、食品の基準や安全性に関する審議会やコーデックス等の国際機関における議論する際のデータとして活用されている。また、研究結果については行政機関に限らず広く公表し、国民が有効に利用できる形態で社会に還元している。</p> <p>さらに、若手枠を設置し積極的に若手育成を図ることで、将来にわたる食品衛生研究の充実への貢献及び食品安全行政の切れ目なく継続していく体制の整備が図られている。そして、各研究班は、総合的推進研究により助言等を得る機会が設けられているなど、実効性が期待できる。</p>

(4) 総合評価

R 8 年度 要求	<p>食品分野のレギュラトリーサイエンス研究をより一層推進し、本事業を通じて得られた研究成果を食品衛生法、食品表示法等の食品衛生規制に適切に反映することで、国民に対して、より安全が確保された食品等の提供を行うことが期待される。また、国際機関への食品安全に関する科学的根拠の提供などは国際貢献に寄与し、国内規制と国際基準の整合により食品の輸出入における障壁を取り除き、食品輸入の円滑化等につながる。さらに、リスクコミュニケーションの手法の開発、実施等は、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策となることが期待される。</p> <p>以上のように、研究内容と行政での活用が直結していることから、必要性とともに有効性も高い研究事業である。</p>
R 6 年度 要求	<p>本事業を通じて得られた研究成果は、食品衛生規制に適切に反映され、国内の食中毒被害の発生件数や死亡者数の減少、被害拡大防止等が期待される。また、国際機関への食品安全に関する科学的根拠の提供などは国際貢献に寄与し、国内規制と国際基準の整合により食品の輸出入における障壁を取り除き、食品輸入の円滑化、農林水産物・食品の輸出額の直接的な増加等につながる。さらに、リス</p>

	<p>クコミュニケーションの手法の開発、実施等は、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策となることが期待される。</p> <p>以上のように、研究内容と行政での活用が直結していることから、必要性とともに有効性も高い研究事業である。</p>
<p>R 5 年度 要求</p>	<p>本事業を通じて得られた研究成果は、食品衛生法等の食品衛生規制に適切に反映され、国内の食中毒被害の発生件数の低下、死亡者数の低下等が期待される。また、国際機関への食品安全の向上に関する情報提供などは国際貢献に寄与し、国内規制と国際基準の整合性により食品の輸出入における障壁を取り除き、食品輸入の円滑化、農林水産物・食品の輸出額の増加等につながる。さらに、リスクコミュニケーションの手法の開発、実施等は、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策となることが期待される。</p> <p>以上のように、研究内容と行政での活用が直結していることから、必要性とともに有効性も高い研究事業である</p>